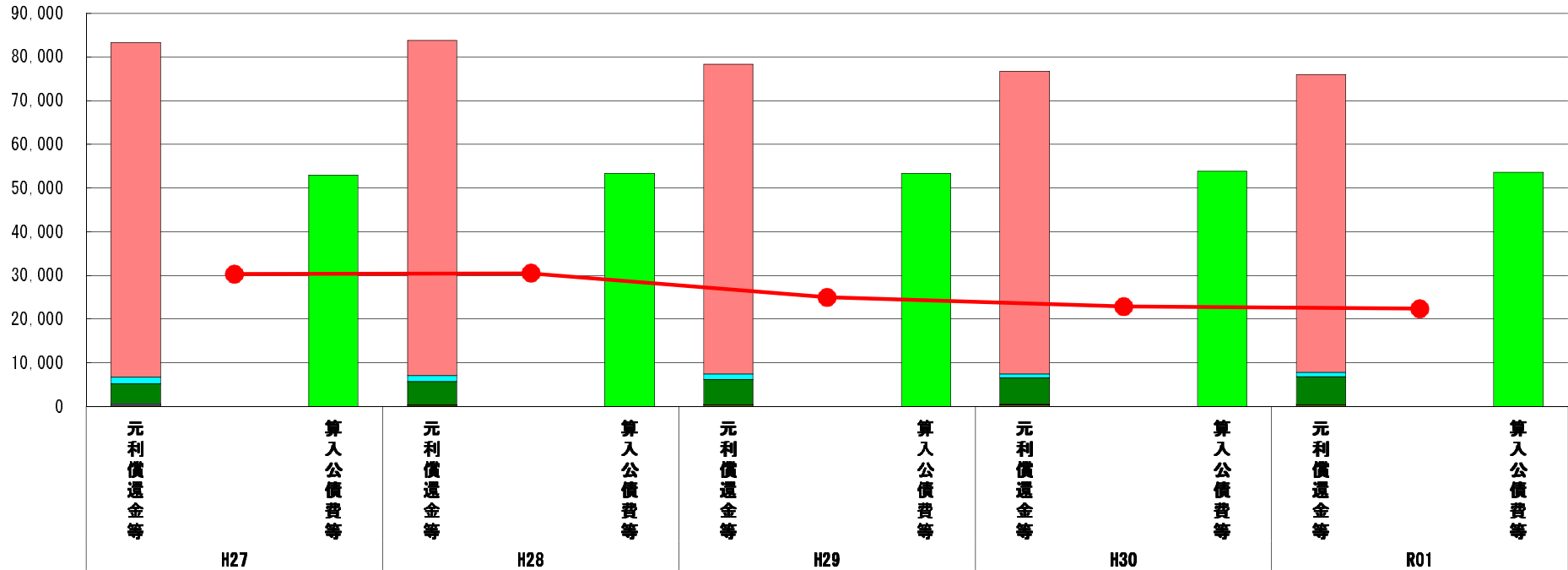


(9) 実質公債費比率（分子）の構造（都道府県）

令和元年度

奈良県

(百万円)



(百万円)

分子の構造		年度				
		H27	H28	H29	H30	R01
元利償還金等 (A)	元利償還金	76,522	76,695	71,022	69,338	68,217
	減債基金積立不足算定額※	1,513	1,381	1,228	857	918
	満期一括償還地方債に係る年度割相当額	4,667	5,383	5,733	6,083	6,433
	公営企業債の元利償還金に対する繰入金	263	83	79	76	6
	組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	3	9	129	226	228
	債務負担行為に基づく支出額	287	240	201	184	183
	一時借入金の利子	-	-	-	-	-
算入公債費等 (B)	算入公債費等	52,981	53,304	53,406	53,878	53,587
(A) - (B)	実質公債費比率の分子	30,274	30,487	24,986	22,886	22,398

分析欄

実質公債費比率（分子）について、平成27年度から平成28年度にかけては、元利償還金等が増加したことにより、増加したが、平成28年度から令和元年度にかけては、元利償還金が増加したことにより、減少傾向にある。本県では、投資的経費に充当する通常債について発行抑制に努めており、また発行する場合は交付税措置のある財源的に有利な地方債の活用に努めている。今後も引き続き公債費負担軽減を図るため、取組を継続する。

(参考)

(百万円)

		年度				
		H26末	H27末	H28末	H29末	H30末
※ 減債基金積立状況等	減債基金残高(注)	800	2,000	4,050	6,950	10,715
	減債基金積立相当額	8,667	11,667	15,383	19,450	23,867

分析欄

減債基金積立相当額の積立ルールが、毎年度の積立額を発行額の30分の1と設定しているのに対して、本県では新発定時償還と同様、最初の3年を据置期間としているため、減債基金残高と減債基金積立相当額に乖離が生じている。なお、据置期間終了後は、年率4%（満期一括償還時の借換後の残額は、定時償還債で借換）で積み立てている。

(注) 減債基金残高のうち、実質公債費比率の算定に用いる満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額に係るもののみを記入。減債基金積立金の年度を超えた一般会計又は特別会計への貸付額は控除して記入。